

公益社団法人犬山市シルバー人材センター就業規約

〔昭和58年4月27日〕

改正 昭和63年7月20日

平成5年9月7日

平成24年2月28日

社団法人犬山市シルバー人材センター就業規約（昭和57年10月1日）の全部を改正する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この規約は、公益社団法人犬山市シルバー人材センター（以下「センター」という。）会員の就業に関する事項を定めるものとする。

（センターにおける就業）

第2条 センターは、定款の目的に基づき、会員が自発的に働く意欲と希望によりその能力を発揮できる就業の機会を提供し、相互共助、共働の実をあげようとするものである。

2 会員は、就業に当たって社会的地位や性別、信条、国籍などの理由で差別扱いを受けない。

第2章 就業

（仕事の受注）

第3条 センターにおける仕事の受注は、センターが一括して発注者から委託を受け、その交渉に当たるものとし、会員は、発注者と受注または作業条件等につき、直接の交渉当事者とならない。

（仕事の配分等）

第4条 センターは、受注した仕事について、就業希望会員とあらかじめ仕事の配分手順、作業時間、完了予定日、配分金等について打合せを行い、就業する会員の合意を得るものとし、その決定事項を文書に記録するものとする。また、センターは、会員の就業に対し適切な助言をするものとする。

2 会員は、就業報告書を携行し、契約内容に即した仕事に従事したうえ、その状況を就業報告書に記録し、本人及び発注者の確認を行い、就業の終了又は就業報告書締切期日後速やかにセンターに提出しなければならない。

（健康と能力に応じた就業と安全衛生）

第5条 センターは、その受託した仕事との関係において、就業会員の安全衛生、災害防止等に配慮するとともに、会員の健康と能力に応じた就業を提供するよう努力するものとする。

（就業上の留意事項）

第6条 会員は、就業に当たり相互に次の点に留意すること。

- (1) センターから提供された仕事について誠実に履行するよう努めること。
- (2) やむを得ない事情で約束の就業ができない場合は、事前にセンターへ届け出ることに。
- (3) 就業上知り得た業務上の機密事項及び発注者の不利益になることは、他にもらさないこと。
- (4) 就業に当たっては、安全衛生の確保に万全の注意を払い、災害発生の防止に努めること。

第3章 共同作業

(共同作業の留意事項)

第7条 会員が共同作業を必要とする場合は、前章の就業に関する定めに加え、次の点に留意すること。

- (1) 就業会員は、そのなかからリーダーを互選する。リーダーは就業会員の作業手順、安全衛生、健康状態、休息时间、会員相互の連携及び発注者との打合せなどにつき、センターに協力すること。
- (2) 就業会員は、仕事の遂行について相互に助け合い協力すること。
- (3) 就業会員は、常に明るい雰囲気のもとで就業できるよう、共同責任分担の精神をもって努力すること。
- (4) 就業会員が就業中、けがをし、または病気にかかったときには、共同作業中の会員は、直ちにリーダー、センターまたは発注者に連絡など応急の措置をとるようにすること。

第4章 傷害保険

(傷害保険)

第8条 会員の就業中などにおける死傷病については、センターが加入する団体傷害保険の定めるところにより、補償されるものとする。

- 2 傷害者、共同作業会員又はその家族は、事故後遅滞なくその内容等をセンターに届けて指示に従うこと。

第5章 損害保険

(損害保険)

第9条 会員が就業中、発注者又は第三者の身体もしくは財物に損害を与えたときは、センターが加入する総合賠償責任保険(以下「賠償責任保険」という。)の定めるところにより、賠償を担保されるものとする。

ただし、賠償責任保険に免責分に係る金額等の定めがある場合は、その定めの内容により会員の負担とする。

- 2 会員の故意又は重大な過失による、又は自動車の所有、使用、管理に起因する賠償責任が発生した等賠償責任保険で担保できない賠償は、会員が負うものとする。

第6章 雑則

(規約の改廃)

第10条 この規約の改廃は、理事会において決定し、総会に報告するものとする。

附 則

この規約は、昭和58年6月1日から施行する。

附 則

この改正規約は、定款変更について愛知県知事の認可があった日から施行する。

附 則

この規約は、平成5年10月1日から施行する。

附 則

この規約は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。